

意見書

平成19年11月28日

大阪大学総長 殿

平成19年11月13日付けをもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

「国立大学法人大阪大学教職員給与規程」、「国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程」に関して

国立大学法人大阪大学教職員および任期付教職員の給与が平成19年度人事院勧告に伴い引き上げが行われる事は当然のことである。

また、非常勤職員および寄附講座教職員に関しては「別途検討」するとしているが、少なくとも「給与格差」が広がらないようにすることを望む。またその検討開始終了時期を明らかにすることを望む。同時にその「給与改定実施時期」は平成19年4月1日であることは当然であろう。

しかし、依然として国家公務員平均給与等に比較して、大阪大学教職員平均給与が低いことを法人として、大阪大学の重要な構成員（全ての教職員）に説明する責任・義務が課せられているのはいうに及ばない。将来にわたり国家公務員との給与格差を是正する意志があるか無いかの回答を求める。また、是正を行う意志があるのであれば、その時期を明らかにされたい。

過半数代表者はすでに意思表示を幾度も行ってきたが再度以下のことを強く求める。

全てに教職員への通勤手当支給の再開。職務給に通勤手当を含めることの妥当性は多くの教職員の理解を得ていない。通勤手当が給与に含まれることにより課税の対象となり本人にさらなる負担を強いていることへの正当な説明を求める。

過半数代表は、大阪大学教職員が「ここで働いて良かった」の大学づくりには努力を惜しまないことは自明である。国立大学法人大阪大学総長と同じ意志ベクトルであることの認識をあらためて確認されたい。

吹田地区過半数代表者 田中高紀印

